時事新報

官吏政談の監督

官吏の政談は既に解禁せられたりと雖も猶ほ未だ所屬長官の監督の下に在るとなれば民間の政論家が集會條例に束縛せられて演説の筋書を其筋に示し開會に先だち豫め一應の檢閲を受けざる可らざると均しく充分の自由を得たるものに非ず若しも官吏の勝手次第に放任して聊かも檢束せざるときは之を聽聞する者も唯銘々自身の私見を吐露するとと見做し去りて必ずしも其筋の御趣意なりとせず又官吏として時に御趣意を缺るとありとするも他の官吏が來りて其誤謬を摘發し又互に辨駁するも自在にして民間に於ある者は其論爭を聽聞しつゝある間に自ら正鵠を得るとならんかれば官吏の謬説も謬説ならず聽衆の誤解も誤解ならずして官民相互の意味相通じ從來の弊風を一掃するに庶幾らるべしと雖も長官の監督に隷屬するの事情に於ては則ち然を得ず其演説は例へば文部省の官吏ならば文部省全體の演説とあり大藏省の官吏ならば大藏省全體の趣意を明言するものと認めらるゝことならん且又萬一にも誤謬を傳ふる樣の事共あらんには假令へ正誤するにもせよ充分の効力を奏し得難くして歸する所は民間の疑惑を招くの外なるべきのみ故に我輩は官吏に政談の禁を解かれたるを喜ぶと共に所屬長官の監督の下にあるべしと規定したるは事丁寧に過ぎて却て得策に非ざるべきやを慨るゝものなれども既に斯くと決定したる以上は今更容易に放任すべしとも思はれざれば先づ夫れまでの事として如何やうに檢束は是非とも免れ難きこととするも今の如く所屬長官の監督とありては實際甚だ不都合の場合多かるべしと思はるゝ其次第を陳べんに昨日の紙上にも開陳したる如く現政府の主義は未だ一定したるの形跡も見えざるに各省の官吏が各樣の演説をなすに當り各長官が各自の意見通りに監督せば種々の腦中より種々の思想を噴出して支離滅裂殆んど收拾す可らざるの奇觀を呈するとはあらる可きや聊か掛念に堪へざるなり元來放任演説の制度として官吏の言は政府に對して責任なきものならんには故らに問ふに及ばざるとなれども一々政府の趣意あるべしと承認せらるに於ては政府も亦默して止むべきに非ざるべし如何となれば一政府の演説として其趣意を二三にするは政府の外に政府あるの姿にして官民の意味を通ず可き今度の解禁が偶ま以て朝野の議論の疑攪を招くに足る可ければあり左りとは政府の爲めに謀り不利至極の談にして世人は顧みて解禁の主意の在る所を疑談するに至るべし我輩の餘所ながら病に不安心に思ふ所なり故に所謂官吏の演説に監督を設けざる可らずとせば若干の頭領を置て自家擅著の病に近づくよりも成るべく其人を避けて一人一定の監督を爲さんとみそ望すしけれども而して其任に當る者は誰とかするに我輩は總理大臣に歸せんと欲する者あり蓋し現政府の主義の一定せざるが如きは畢竟の内實もあるとならんと雖も總理大臣は政府の趣意を制量すべき職掌にして之を指て他に求む可らず若しも總理大臣が止を得ざる事情ありて此任に當ると能はずとせんか宜しく自由放任とかして全く自由放任とかしひべし總理大臣の監督の責任を我輩は二者その一に居らんとを勸告する所なり

官報

○閣令第四號

文具支給規則ヲ定メ明治二十二年四月一日ヨリ施行ス

明治廿二年二月七日　内閣總理大臣伯爵黒田清隆

第一條　此規則ニ於テ文具ト稱スルハ左ノ物品ヲ總稱スス

各官廳

筆　ペン　ペン軸　鉛筆　墨
朱墨　インキ　檢印用印肉　紙　押紙
硯石　インキ壺　字消　護謨
小刀　錐　鋏　糊壺　薄紙用海綿
文鎮　檢印用肉池　水入　机拂用ブラッシュ
綴金及留針　定木　尺度
烏口　コンパス　紙挟　火熨斗

第二條　官吏及傭員ニ給スル文具ハ現品ヲ以テ給セス一箇月金二十五錢以内適宜等級ヲ分チ其支給額ヲ定メ代料ヲ以テ給スヘシ

第三條　職掌上高價ノ文具ヲ要スルモノアルトキハ各省大臣大藏大臣ト協議シ特ニ現品ヲ以テ給スルコトヲ得

第四條　各省大臣ハ第二條ニ依リ定メタル文具代料ノ等級金額ヲ大藏大臣並ニ會計檢査院ニ通知スヘシ

○官内省達號外

判任官及判任待遇ノ職

賢所參拜ノ節ハ左ノ諸門外ニ於テ下乘スヘシ

明治廿二年二月七日　宮内大臣子爵土方久元

正門　阪下門　吹上門　通用門

○賞勲局告示第一號

勲章記章佩用心得

第一款　一等勲章ヲ有スル者更ニ別種ノ一等勲章ヲ受ケタル時ハ（旭日桐花章ト旭日章トハ同種ナリ併佩スルコトナシ）後ニ受ケタル一等勲章ノ正章並ニ其副章ト前ニ受ケタル一等勲章ノ副章トヲ併佩スヘシ○第二款　二等以下ノ勲章ヲ有スル者更ニ同種上級ノ勲章ヲ佩フルコトヲ止ム別種ノ受ケタル時ハ之ヲ併佩スヘシ○第三款　二等勲章若クハ一等ノ副章兩箇以上ヲ併佩スル時ハ後ニ受ケタルモノヲ前ニ受ケタルモノヽ位置ニ付テ其上位ニ列佩スヘシ○第四款　三等勲章兩箇以上ヲ併佩スル時ハ後ニ受ケタルモノヲ前ニ受ケタルモノヽ位置ノ上ニ佩フヘシ○第五款　四等勲章以下兩箇以上ヲ併佩スル時ハ後ニ受ケタルモノヲ前ニ受ケタルモノヽ位置ノ右ニ佩ヒ其從軍記章若クハ褒章ヲ有スル者ハ之ヲ勲章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ○第六款　勲章ト通常禮服（燕尾服）著用ノ時佩フヘキ勲章ハ大禮服及ヒ通常禮服（燕尾服）著用ノ時ハ大綬章ヲ上衣ノ下ニ佩ヒ其副章ヲ上衣ノ上ニ其位置ニ佩フ又大綬章ヲ胴衣ノ下襟ノ上衣ノ上ニ其位置ニ佩フルコトアリ時宜ニ依リ大綬章ヲ省キ其副章ノミヲ佩フルコトアルヘシ　旭日二等章ヲ有スル者通常禮服著用ノ節ハ其副章ヲ省クコトアルヘシ○第七款　勲章ハ婦人ハ大中小禮服著用ノ時佩フヘシ一等勲章ヲ有スル者大禮服ニハ大綬章及ヒ副章ヲ佩フ中小禮服ニハ時宜ニ依リ大綬章ヲ省キ副章ノミ佩フルコトアルヘシ又通常禮服ニハ時宜ニ依リ副章ノミ佩フルコトアルヘシ」二等以下ノ勲章ヲ有スル者ハ通常禮服著用ノ時ニ於テモ時宜ニ依リ之ヲ佩フルコトアルヘシ

第八款　外國勲章記章

我勲章ヲ有スル者我勲章ヲ佩フルコトヲ可フス○第十款　彼我ノ大綬章ヲ佩ヒス之ニ屬スル副章ノミヲ我副章ノ位置ノ下若クハ次ニ列佩スヘシ」但外交ノ時宜ニ依リ彼ノ大綬章及ヒ其副章ヲ佩フル時ハ我大綬章ヲ省キ我副章ヲ併佩スヘシ○第十一款　彼我ノ綬章ヲ用ヒサル勲章ヲ有スル者ハ彼ノ勲章ノ位置ノ下若クハ次ニ列佩スヘシ○第十二款　彼我ノ勲章ヲ有スル者ハ彼ノ勲章ノ位置ノ下ニ佩フヘシ○第十三款　彼我ノ左肋ニ佩フル勲章ヲ併佩スル時ハ彼ノ勲章ヲ我勲章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ○第十四款　彼ノ左肋ニ佩フル勲章ヲ我從軍記章及ヒ褒章ヲ併佩スル時ハ我從軍記章及ヒ褒章ヲ彼ノ勲章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ○第十五款　彼ノ記章ト我從軍記章及ヒ褒章ト併佩スル時ハ之ヲ我從軍記章及ヒ褒章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ

明治廿二年二月七日　賞勲局總裁伯爵柳原前光

雜報

○東京府會

去る五日は午後五時五十分より開會し角田眞平氏は議事に先ち諸君に報告すべき事ありとて來る十一日の憲法發布式は未曾有の盛典なれば吾々府會議員は一同御通輦を奉迎するに然るべけれとの相談にて多數の贊成を得已に東京府廳を經て宮内省へも其趣を上申し幸橋邊にて奉迎する事に定めたり是等の時に當り歐洲に在ては授花の敬禮などあれと我國にては其前例もなきのみなら ず少しく穩當を造り之を飾り立て聊か吾々議員が陛下の萬歳を祝賀し奉るの微衷を表する心得あり先づ其時刻は多分午後一二時頃に在るべし兎も角其時間、着服等は追て確定の上書記より報道するに付豫め承知ありたしと述べ夫より前會に引續き教育費の殘項目二三を議了し次に前日延期したる衛生及病院費（三萬千三百二十圓）の第二次會を開き衛生費中の需用費は異議なく常置委員の修正に決し直ちに黴毒病院費（二萬三千四百四十五圓）の項に移りたり抑も本項は前號の紙上にも記したる如く昨年閣令第十二號にて檢黴費を地方税の支辨に屬する事となり從來設置ありし該病院に係る費用の支出を求むるものにして前例に依り賦金を以て之に供用せんとするに在り元來此賦金の支辨は是迄も單に一時の檢黴に止らず專ら病毒の蔓延を防遏せんが爲め該病院に檢黴及び治療の兩醫員を置き毎月四回或は五回各遊廓地の檢査所に派遣檢黴せしめ其有毒と認むるものは直に入院を命じ治療を施し來りたるに依り其方法を繼續施行するの見込を以て該費用を積算したるものなりと仮先づ本項中の俸給を議し院たる當時の如く組織するの必要なく且つ充分の節減を加へざるべからずとなし院長月手當七十圓を修正し次の副院長一名を削除したりと雖も、角田眞平氏は此項は本年新規の者なれば番外に於て其組織の模樣を一通り説明ありたく且つ各娼妓に自宅療治を許すは何か規則上之を爲し得べからざるや併せて質疑したしと述べ、番外一番（村上警視）は元來此病院は檢黴を原素としたる者にて明治三年に英人某が横濱に設立し夫より長崎、神戸等にも設置し同六年六月始めて東京に設立するに至れり其後同九年三月に至りて警視廳の管轄に屬し始めて吉原根津其他四宿とも一般に當時設置の警視病院に於て檢黴を實行する事となり終に一轉して今日の如く本郷に一の黴毒病院を創設するに至りたる者なりとの來歴を略述したる末十七年より廿年に至る娼妓人員幷に受檢人員を列挙して十七年には醫員一名に付一日の檢黴四十二人八分、十八年には增加して五十七人七分九厘となり二十年には更に增加して五十七人九分に當れるを證明し斯く年々增加するも減少するに付醫員外一名を增員し餘は執れも從來と異なるなしと又別に他の方法を調究したるなしとなきも此病院を遊廓に移すは却て經費を要し且つ取締上組織に流るゝの患あるべしと思ふなりと說明し、頼廉時一郎氏は該院の如きは本郷などに立派に設置せるは實に驚くべき事なり是等は廓内に置くが最も至當なりて其取締上には幾等も良法あるべし吾々は此の如き事の調査に上るさへ不都合なりと思ふ位なれば況して本郷あるに設置するは以ての外なりとは思へと急變は如る穩當ならざるを以て暫く從來の儘にし他年を期して改革を行ふべしと述べ、酒間守一氏は三十一番（頼廉）も義務あり しが番外は何故此病院は設置せざるべからずとの考案ありや懼なる見込あらば承はりたしと質し番外二番（筒井）は其設立は明治六年の昔遡ふ基たるものにて檢査は其黴毒の有無を檢するに止るみとなれども此黴毒を以て消滅せしめんとするには一の病院を設立するより方法なしと雖も黴毒を治療するに在りや若しこれ在りや斯く申すべし斯く申すべし存ずるなり本員は今日迄は警視廳を以て默止し居たるに飽くまで其良法番（村上）は設立番（村上）は設立番（村上）は設立